

## 高圧ガス製造施設等変更届<第2種製造者>

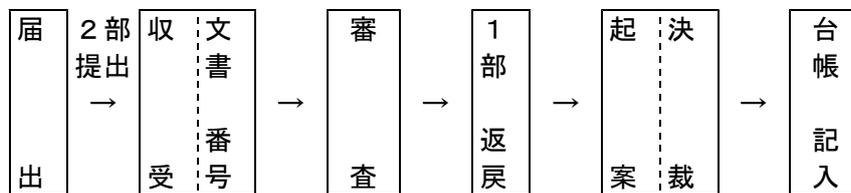
根拠法令

一般則第16条  
法第14条第4項  
液石則第17条

適用

- ・ 製造施設の変更の工事
- ・ 製造する高圧ガスの種類の変更
- ・ 製造方法の変更

### 手順



### 必要書類

- 1 高圧ガス製造施設等変更届書（一般則様式第6、液石則様式第6）
- 2 変更明細書（記載すべき事項）

〈留意事項〉

(1)～(5)について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。

- (1) 製造の目的
- (2) 処理設備の処理能力
- (3) 処理設備の性能
- (4) 法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

**(5) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録**

（添付すべき書面又は図面）

- ① 事業所全体平面図
- ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ③ フローシート又は配管図
- ④ 高圧ガス製造施設配置図
- ⑤ 機器等一覧表
- ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
- ⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガスの耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあっては特定設備検査合格証、指定設備にあっては指定設備認定証、大臣認定品にあっては認定試験者試験等成績書）の写し

ただし、試験研究機関が処理能力15m<sup>3</sup>以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。

- ① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合）
- ② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（(1)製造の目的に合わせて記載する場合）
- ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書（(2)処理設備の処理能力に併せて記載する場合）

※上記のうち届出時に添付した書類の変更のあった部分について記載したもので足りる。

#### 審査

変更部分について、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準（一般則第10条、第11条、第12条第1項、液石則第11条、第12条、第13条第1項）に適合しているか審査する。

#### 届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

#### 台帳記入

<留意事項>

決裁后台帳に記入する。